

第4編

原子力災害対策計画編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工，原子炉，貯蔵，再処理，廃棄，使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害の復旧を図るために必要な対策について，本市に係る防災関係機関がとるべき措置を定め，総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の生命，身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 銚田市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は，本市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり，国の防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて作成したものであって，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように，緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は，想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし，たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は，「銚田市地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めたものであるが，この計画に定めのない事項に関しては「銚田市地域防災計画」（風水害対策計画編，地震・津波対策計画編等）により対応するものとする。

3 計画の修正

この計画は，災害対策基本法第42条の規定に基づき，毎年検討を加え，防災基本計画，県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）又は市の体制，組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災対策に関し、市は茨城県等と調整を図りながら、職員の教育・訓練、設備・資機材の整備等により各機関自らの事務又は業務を処理するために必要な体制を平常時から整備しておくほか、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 銚田市

- ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- ウ 消防対策
- エ 災害対策本部の設置・解散
- オ ボランティアの受入れ
- カ 住民に対する広報及び情報伝達
- キ 住民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限
- ク 緊急被ばく医療措置への協力
- ケ 被ばく者，一般傷病者の救急搬送
- コ 飲食物の摂取制限等
- サ 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- シ 環境中の放射性物質の除去等
- ス 各種制限措置の解除
- セ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- ソ 県の行う原子力防災対策に対する協力

2 銚田市教育委員会

- ア 幼児，児童，生徒への防災知識の普及
- イ 幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施
- ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

3 茨城県

- ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 環境放射線の監視
- ウ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- エ 県災害対策本部等の設置・解散
- オ 自衛隊・国の専門家等の派遣要請，受入れ
- カ 所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示，指導，助言及び協力

- キ 隣接県，市町村等への防災対策に関する情報伝達，応援協力要請等
- ク ボランティアの受入れ
- ケ 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施
- コ 県民に対する広報及び情報伝達
- サ 住民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- シ 緊急被ばく医療措置の実施
- ス 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- セ 緊急輸送及び必要物資の調達
- ソ 環境中の放射性物質の除去等
- タ 各種制限措置の解除
- チ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

4 茨城県教育委員会

- ア 幼児，児童，生徒への防災知識の普及
- イ 幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施
- ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

5 茨城県警察本部

- ア 防護対策区域に係る立入制限，交通規制，住民の避難誘導等の警備

6 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
- イ 警察通信の確保と統制
- ウ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報

(2) 関東財務局

- ア 地方公共団体に対する災害融資
- イ 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
- ウ 国有財産の無償貸与

(3) 関東信越厚生局

- ア 関係職員の現地派遣
- イ 関係機関との連絡調整

(4) 関東経済産業局

- ア 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力
- イ 生活必需品，普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
- ウ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営確保
- エ 被災中小企業の振興

- (5) 茨城労働局
 - ア 労働者の被ばく管理の監督指導
 - イ 労働災害調査及び労働者の労災補償
 - ウ 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示
- (6) 関東農政局
 - ア 主要食糧の需給調整
 - イ 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給
 - エ 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
 - オ 風評被害等の防止対策
- (7) 関東地方整備局
 - ア 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
 - イ 原子力防災に関する研究等の推進
 - ウ 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保
 - エ 活動体制の確立
 - オ 関係者への的確な情報伝達活動
 - カ 災害復旧に関すること
- (8) 関東森林管理局
 - ア 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
 - イ 国有林野内の放射性物質の汚染対策
- (9) 関東運輸局
 - ア 自動車運送業者に対する運送協力要請
 - イ 自動車及び被災者，災害必需物資等の輸送調整
 - ウ 応急海上輸送の輸送力の確保
- (10) 東京航空局（百里空港事務所）
 - ア 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
 - イ 飛行場使用の相互調整
- (11) 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）
 - ア 船艇，航空機等による原子力災害情報の伝達
 - イ 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
 - ウ 海上における緊急時モニタリングの支援
 - エ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
 - オ 海上における救助・救急活動
 - カ 緊急輸送に関すること
 - キ 海上における治安の維持
- (12) 東京管区气象台（水戸地方气象台）
 - ア 気象状況の把握

- イ 気象に関する資料・情報の提供
- ウ 緊急時モニタリングへの支援
- (13) 関東総合通信局
 - ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
 - ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (14) 自衛隊（陸上自衛隊勝田駐屯地施設教導隊及び航空自衛隊第7航空団）
 - ア 緊急時モニタリングの支援
 - イ 被害状況の把握
 - ウ 避難の援助
 - エ 行方不明者等の搜索援助
 - オ 消防活動
 - カ 応急医療，救護
 - キ 人員及び物資の緊急輸送
 - ク 危険物の保安及び除去
 - ケ その他災害応急対策の支援に関すること

7 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）
 - ア 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保
- (2) 株式会社NTTドコモ（茨城支店）
 - ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保
- (3) KDDI株式会社
 - ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保
- (4) 日本銀行（水戸事務所）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
 - ウ 金融機関の業務運営の確保
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施
 - オ 上記各業務に係る広報
- (5) 日本赤十字社（茨城県支部）
 - ア 医療救護活動の実施
 - イ 災害救助への協力

- ウ 救援物資の配分
- (6) 日本放送協会（水戸放送局）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (7) 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - ア 高速自動車国道等の交通の確保
- (8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）
 - ア 原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力
 - イ 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）
 - ウ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
 - エ 原子力防災に必要な教育・訓練
- (9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 - ア 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育・訓練
- (10) 日本原子力発電株式会社（東海発電所）
 - ア 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育・訓練
- (11) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社），日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - ア 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力
- (12) 日本通運株式会社
 - ア 災害対策用物資の輸送への協力
- (13) 東京電力パワーグリッド株式会社（土浦支社）
 - ア 災害時における電力供給に関すること
- (14) 日本郵便株式会社
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

8 指定地方公共機関

- (1) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会，公益社団法人茨城県看護協会，公益社団法人茨城県薬剤師会）
 - ア 緊急被ばく医療等の医療救護活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力
- (2) 運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会，日立電鉄交通サービス株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，一般社団法人茨城県バス協会）
 - ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
- (3) 報道機関（株式会社茨城新聞社，株式会社茨城放送）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

9 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合（ほこた，茨城旭村）
 - ア 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
 - イ 食糧供給支援
- (2) 漁業協同組合（鹿島灘，大湊沼，きたうら広域）
 - ア 漁船等への広報協力
 - イ 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
- (3) 鉾田市商工会
 - ア 救助用物資，復旧資材の確保，協力，斡旋
- (4) 学校法人
 - ア 幼児，児童，生徒への防災知識の普及
 - イ 幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施
 - ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力
- (5) 公益社団法人茨城原子力協議会
 - ア 広報
 - イ 県・市町村が実施する災害応急対策への協力
- (6) 原災法対象原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ア 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
 - イ 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
 - ウ 防災上必要な社内教育及び訓練
 - エ 自衛防災組織の充実・強化
 - オ 環境放射線監視の実施及び協力
 - カ 通報連絡
 - キ 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置

- ク 災害状況の把握及び報告
 - ケ 緊急時モニタリングの実施及び協力
 - コ 緊急被ばく医療活動の実施及び協力
 - サ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- (7) その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
- ア 緊急時モニタリングへの協力
 - イ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- (8) 報道機関（日本放送協会（水戸放送局）、株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く）
- ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (9) 公益社団法人茨城県診療放射線技師会及び公益社団法人茨城県臨床検査技師会
- ア 緊急被ばく医療活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下、「原災法対象事業所」という。）とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設、原子力災害対策重点区域の範囲（「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安）を基準とする。

原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域^{注1}

	原災法対象事業所	原子力災害対策重点区域		
		重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲	対象区域
東海・那珂地区	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電 東海発電所・東海第二発電所（略称：原電東海） 	発電用原子炉施設	(UPZ) 約30km	上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田, 野田, 常磐第一, 常磐第二, 勝下新田, 冷水, 西勝下, 勝下, 縦山, 箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神, 下鹿田, 上鹿田, 大沼, 飯田, 造谷第一, 造谷第二, 大川, 菅野谷, 東野, 大戸, 舟木
大洗・銚田地区	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所（略称：機構大洗）〔大洗町, 銚田市〕 	試験研究用等原子炉施設（常陽） 試験研究用等原子炉施設（HTTR） 試験研究用等原子炉施設（JMTR）	(UPZ) 約5km	上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田, 箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神, 下鹿田, 造谷第一, 造谷第二

※ 注1)：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

2 計画における対応

本計画では、表1に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生（過酷事故、自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し、県等が行う以下の各種防災活動を規定する。

- ・ 緊急時モニタリングの実施
- ・ 広報の実施

- ・ 避難・屋内退避等の方法
- ・ 安定ヨウ素剤の予防的服用
- ・ 緊急被ばく医療の実施（スクリーニングを含む。）
- ・ 飲食物等の摂取・出荷制限の措置
- ・ 緊急輸送の体制の確立
- ・ 飲食物・生活必需品の供給
- ・ 交通規制
- ・ 治安の確保
- ・ その他防災対策活動に必要な事項

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 避難・屋内退避等の方法

市内のUPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

市内のUPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応

1 原災法第10条に規定する施設敷地緊急事態等に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、周辺住民が受けるおそれがある被ばく線量に着目して、事故をいくつかのケースに分類し、事故の状況に応じて、環境放射線モニタリングの強化、周辺住民への積極的な情報提供、注意喚起を行うなどの対応を図る。

2 情報提供、注意・喚起を行う際は、市は県と十分な調整を図りつつ、防災行政無線、ホームページ、広報車等により広報を行う。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力施設の安全確保の基本方針

- 1 原子力事業者は、安全が全てに優先するとの原則の下、原子力施設周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護する責務を有することを認識し、関係諸法令、原子力安全協定等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、原子力施設周辺の住民の安全確保を図るため、原子力施設の立地、建設、運転について、県原子力審議会、県原子力安全対策委員会等の意見を尊重し、平常時から原子力事業所の安全管理体制等について確認するなど、原子力安全協定等の積極的な運用を図るとともに、国、県及び原子力事業者に対して適時適切な措置を求めるものとする。

第2節 原子力事業者における防災体制の確立等

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の規定に基づき、原子力災害の発生防止に万全の措置を講ずるとともに、災害対策基本法及び原災法の規定に基づき、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講じる。

また、原子力事業者は、平常時から県、所在・関係周辺市町村と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携体制を整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。

1 市と原子力事業者との連携

(1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の尊重

原子力事業者が原子力災害対策を実施する際には県、市が作成する地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成・検討・修正

市に係る原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原子力事業者防災業務計画を作成する。

原子力事業者は、毎年、当該計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならない。

市に所在する原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする

る日の60日前までに、市長に当該計画の案を提出し協議する。

原子力事業者は、当該計画を作成し、又は修正したときは、速やかに国に届け出るとともに、その要旨を公表する。

原子力事業者は、国に提出した原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の写し及び当該計画書の要旨を、県及び所在市町村の原子力防災担当課長あて報告するものとする。

(3) 原子力防災教育・訓練

原子力事業者は、施設の運転を常時安全に行うとともに、原子力災害時に的確な応急対策活動がとれるよう、定期的に各種規定の教育、放射線防護を含めた原子力災害時の各種措置の訓練を行うものとする。

また、原子力事業者は、市が実施する原子力防災訓練に対し共催又は参加・協力する。

2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等

(1) 市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。

また市は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災事業計画について、県から意見聴取を受けたときは、市地域防災計画と整合性を保つ等観点から検討し、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(2) 県は、市又は関係周辺市町村に所在する原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、これを受理又は当該届出の写しを速やかに県から受領するものとする。

3 報告の徴収と立入調査・検査

(1) 市は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）等のための措置が適切に行われているかどうかについて、以下の方法により確認するものとする。

ア 市は、県及び原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「原子力安全協定」という。）に基づき、必要に応じ、原子力事業者から報告を徴収し、適時適切な立入調査を実施する。

イ 市は、必要に応じ、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

(2) 立入検査を実施する市の職員は、市長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第3節 国・県・市町村等の連携

1 茨城県原子力防災連絡協議会の活用

市は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、平常時より国・県等と密接な連携を図るものとする。

2 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

(1) 市は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第4節 災害応急体制及び設備の整備

1 市の活動体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合及び大規模自然災害（立地市町村で震度5弱以上の地震等）が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合に、副市長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

市は、施設敷地緊急事態が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の際、現地での応急対策の拠点となるオフサイトセンターが直ちに機能するよう、平常時から国等と協力して当該施設、設備、資機材及び資料等の維持・管理を行うとともに、あらかじめ職員の派遣体制の整備を行っておくものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、県が設置するオフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定めておくものとする。

また、県は、現地事故対策連絡会議と即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、所在・関係周辺市町村、原子力機構等と十分協議しておくものとする。

(5) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

市は、県が設置するオフサイトセンターにおいて、防災関係機関が一堂に会し、各種防護対策を実施、調整する原子力災害合同対策協議会に派遣する職員をあらかじめ定めるとともに、機能班における役割、権限等について、原子力防災専門官と協議し定めておくものとする。

2 オフサイトセンターの整備、管理

(1) 県は、原子力災害発生時に、国、市町村、事業者等の関係者が一堂に会して、住民がとるべき行動の基本的指針の検討・協議、事故状況や応急対策の実施状況などの基本情報の集約・整理を行い、緊急時モニタリング、被ばく医療、避難やこれら住民への情報発信等の防護対策を円滑に実施するため、ひたちなか市西十三奉行地区にオフサイトセンターを整備する。

(2) 県は、原災法第12条の規定に基づくオフサイトセンターの指定又は指定の変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 県は、国と連携して、衛星回線、TV会議システムの整備など原子力災害時に必要な通信及び情報機器の整備を行う。

(4) オフサイトセンターは、自然災害や避難のための立退きの勧告又は指示を受けた区域に含まれるなどにより使用できない場合には、移転先を「つくば国際会議場」又は「茨城県教育研修センター」とする。

なお、応急対策等の内容と国・県・市町村等の役割分担は、おおむね図1のとおりとする。

3 防災関係機関の体制等

- (1) 防災関係機関は、それぞれの機関の実情に応じて職員の非常参集体制の整備を図る。
- (2) 県は、収集した情報を的確に分析・評価できる人材の育成を図るとともに、原子力や防災の知識を有する原子力事業所職員経験者及び地元大学の専門家等を緊急時モニタリング、緊急被ばく医療でのスクリーニング、住民問合せ対応等において活用する体制の強化を図る。
- (3) 県は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、必要に応じ、災害時における重要通信の優先的確保、報道要請、必要な物資の調達等に関して、指定公共機関等との協定締結、連携強化などにより協力体制の整備充実を図る。

4 広域的応援体制

- (1) 市は、災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、他の都道府県との応援協定の締結を推進するなど、応援体制の整備、充実に努める。
- (2) 市は、広域の市町村間の協定等に基づく消防相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の充実等市町村相互の応援体制の整備、充実に努める。

5 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

図1 原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国，県，市町村等の役割分担

応急対策等の内容	原子力事業所	国	県	市町村
○緊急時モニタリング	協力	緊急時モニタリングセンター	参加	
○防護措置の実施方針	原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター）での連携			
・避難・屋内退避		県・市町村に指示	市町村に連絡・伝達・確認	住民に指示
・安定ヨウ素剤の服用		県・市町村に指示	住民に指示	住民に指示
・飲食物等の摂取制限		県に指示	市町村に指示	住民に指示
○緊急被ばく医療			実施	
○広報	原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター）での連携			

原子力緊急時支援・研修センターによる連携

- ・国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）
- ・原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、必要に応じ車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 市の活動体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関が円滑に利用できるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、県と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、所在・関係周辺市町村との間の専用回線網の整備

県と国は、緊急時における県と国及び県と所在・関係周辺市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び所在・関係周辺市町村との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 防災行政無線の整備

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、国、県とともに、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

市は、災害に強い伝送路を構築するため、国及び県と連携し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努めるものとする。

④ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、被災現場の状況を迅速に収集するため、国の協力のもと、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑤ 災害時優先電話等の活用

市は、既設の電話を「災害時優先電話」として東日本電信電話株式会社茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。

⑥ 通信輻輳の防止

市は、県及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。

この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑦ 非常用電源等の確保

市は、県及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

⑧ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第6節 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

- (1) 市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、オフサイトセンター、支援・研修センター及び原子力事業者その他防災関係機関との相互連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るとともに、これらの防災拠点間における専用通信回線、災害時優先電話、TV会議システム等を整備、確保する。
- (2) 市は、情報の集約・共有と広報を円滑かつ確実に実施するため、国、県の防災関係機関が保有する災害に関する情報を集約し共有化する機能を有する「統合原子力防災ネットワークシステム」を国と共同で整備するとともに、集約した情報から住民が理解しやすいよう情報を整理し、速やかに市ホームページ等により広報するものとする。
- (3) 所在・関係周辺市町村は、市町村防災行政無線（特に戸別受信機）の整備に努めるなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、国、県とともに、災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

市は、国、県、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

- ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。
- イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。
- ウ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

(2) 報道機関との連携強化

ア 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

(3) 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備

- ア 市は、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ&A集を準備しておく。
- イ 事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、施設敷地緊急事態が発生した場合には電気通信事業者と災害用伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議する。

第7節 環境放射線の監視

1 平常時からの監視の実施

市は、市内に設置されている県のモニタリングポストの値を確認するとともに、「茨城県東海地区環境放射線監視委員会」に報告される原子力施設周辺の空間線量、環境試料の放射能調査結果を確認するなど、原子力施設周辺の安全監視に努めるものとする。

2 モニタリング施設の維持

市は、モニタリングポストの状態を定期的に確認するものとする。

第8節 避難計画等の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成するものとする。

UPZを含む本市においては、PAZ内の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とした広域避難計画を作成するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

避難計画の作成にあたっては、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は、同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、避難先から更なる避難を避けるため、防護措置を重点的に実施すべき区域外の市民センター、学校、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するものとする。

避難所の指定に当たっては、生活環境が整った施設を指定するなど要配慮者に十分配慮する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備に努めるものとする。

また、市は、県と協力し、住民の避難誘導・移送に必要な車両等の確保に努めるものとする。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成するものとする。

また、市は県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県、及び市と連携し、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

5 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

6 避難所・避難方法等の周知

市は、県と連携し、避難や避難退域時検査等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言及び指導を行うものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者と連携の上、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 要配慮者への対応

1 要配慮者に対する防災体制の整備

- (1) 市は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿等により、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 県及び市は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織等との連携により、高齢者、外国人、障害者等要配慮者の避難誘導、安全確保に係る協力体制の整備に努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。
- (5) 病院や社会福祉施設の管理者は、早期に避難することが困難な要配慮者が一時的に屋内退避できるよう、施設の放射線防護対策等に努めるものとし、県や国はその取組を支援するものとする。

2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立

- (1) 県は、外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制を整備するとともに、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して字幕や文字放送、外国語放送を実施する体制の整備に努める。
- (2) 市は、要配慮者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉同報システムや市町村防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。

特に、聴覚障害者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努める。

3 防災知識の普及

県及び市は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障害者、外国人等の要配慮者にも十分配慮したきめ細かな防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第10節 防災関係資機材の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は，県と協力し，必要な資機材の整備に努めるものとする。

2 消火活動用資機材等の整備

県は，平常時から所在・関係周辺市町村，原子力事業者等と連携を図り，原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は，県と協力し，応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。
- (2) 市は，応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため，平常時より，国，県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第11節 物資の調達，供給活動

- 1 市は，県及び原子力事業者と連携し，大規模な原子力災害が発生した場合を想定し，必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備を行うものとする。また，大規模な地震が発生した場合には，企業等が被災し，流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから，公的備蓄の充実に努めるものとする。
- 2 市は，災害の規模等に鑑み，物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，国，県と連携のうえ，物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

第12節 緊急輸送活動体制の整備

1 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 市は、国、県の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する輸送活動を円滑に行う輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第13節 緊急被ばく医療体制等の確立

1 緊急被ばく医療体制の整備

県は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等における初期医療、一定レベル以上の被ばくが認められる者等に対する原子力災害拠点病院を整備するとともに、被ばく等による障害の専門的診断又は治療を行う高度被ばく医療支援センターとの連携を進め、平常時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる緊急被ばく医療の体制を確立する。

また、原子力災害医療協力機関（初期医療機関）及び原子力災害拠点病院の管理者は、県と連携し、緊急被ばく医療時に係る業務継続計画の策定や訓練の実施に努める。

2 医療活動用資機材の整備

県は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

3 関係機関の協力の確保

- (1) 市及び関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力するものとする。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、傷病者等の受入れに関して協力するものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

(1) 緊急時における配布体制の整備

ア 市は、県と連携し、住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定め

るとともに、適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

5 救命の優先等

緊急被ばく医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第14節 教育及び防災訓練等の実施

1 防災業務関係者等の研修

市は、原子力災害対策に従事する防災業務関係者に対し、業務内容に応じた知識を習得させ、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、県指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、次に掲げる事項等についての研修を体系的に実施するものとする。市は、県と連携し、住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、適切な場所に備蓄しておくものとする。

ア 原子力施設の概要

イ 原子力施設の安全確保

ウ 放射性物質、放射線の性質

エ 放射線による健康への影響

オ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識

カ 原子力災害時の広報に関する知識

キ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識

ク 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識

ケ オフサイトセンター、支援・研修センター及び県災害対策本部等の設備に関する知識

コ 放射線の防護に関する知識

サ 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識

シ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味

ス 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項

セ （避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）

ソ 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識

タ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

2 防災訓練計画の策定

- (1) 市は、防災業務関係者が原子力災害時に実際に応急対策活動を迅速かつ確実に行うことができるよう、国、県原子力事業者等関係機関の支援のもと、複合災害や過酷事故を具体的に想定し、次の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせるなどして、より実践的な原子力防災訓練実施計画を作成するものとする。

また、住民に原子力災害時にとるべき行動や留意点等について、実際に体験し身体で理解してもらうなど原子力防災に関する知識の普及と意識の向上を図るため、関係機関と内容、時期等を協議の上、共同で住民参加型の原子力総合防災訓練を実施するものとする。

ア 原子力施設の概要

イ 災害対策本部等の設置運営訓練

ウ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練

エ 緊急時通信連絡訓練

オ 緊急時モニタリング訓練

カ 緊急被ばく医療訓練

キ 住民に対する情報伝達訓練

ク 住民避難・交通規制訓練

ケ 人命救助活動訓練

- (2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市は、県とともに訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

- (2) 県は、原子力総合防災訓練を実施する際、以下の点に留意するものとする。

ア 実践に即し、避難対象地域等の各地区から多数の住民が参加できるようにする。

- イ 小中学校において避難等の訓練を行う場合には、児童生徒を誘導する者の訓練も必要であるので、当該学校の教職員の参加は勿論のこと、その他の学校の教職員の参加も働きかけ、避難方法等について習熟できるような機会を設けることも検討する。
- ウ 要配慮者に対する避難誘導體制を検証するために、視聴覚障害者や外国人の参加、さらに歩行の困難な人を模擬した避難誘導などを行うことも検討する。
- エ 一時集合所等への安定ヨウ素剤の搬送訓練や、避難所等において住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の効果や服用上の注意事項などの説明を行う。

4 自主防災組織等の育成

- (1) 市及び県は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や要配慮者に対する支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底する。
- (3) 市及び県は、住民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。
 - ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底
 - イ 要配慮者の避難方法の習熟、支援者の育成

第15節 住民に対する防災知識の普及

県及び市は、県と協力して原子力災害の特殊性を考慮し、県民や住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。

その際、市は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリング
- カ 原子力災害時の住民への広報手段
- キ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ク 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- ケ 地区毎の住民のための一時集合所・避難所
- コ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第16節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動

1 事故発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者の行う通報

原子力事業所において事故が発生し、原災法第10条に基づく通報事象に至っていないもののその可能性がある場合、又はそのおそれがある場合、環境への有意な放射性物質の放出等がある、又はそのおそれがある場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに、原災法第10条第1項の規定に基づく通報に準じ、次に掲げる事項を県（知事）、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 事故の発生箇所

ウ 事故の発生時刻

エ 事故の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

カ その他事故の把握に参考となる情報

通報を受けた県は、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡する。

(2) 放射線監視における異常検知時に知事を行う連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された時は、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて連絡する。

2 事故発生時の広報

(1) 原子力事業者は、上記1(1)の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

(2) 市は、国、県と連携して、上記(1)の通報の内容について、あらかじめ作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、市民及び報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

3 防災関係機関相互の連携

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状

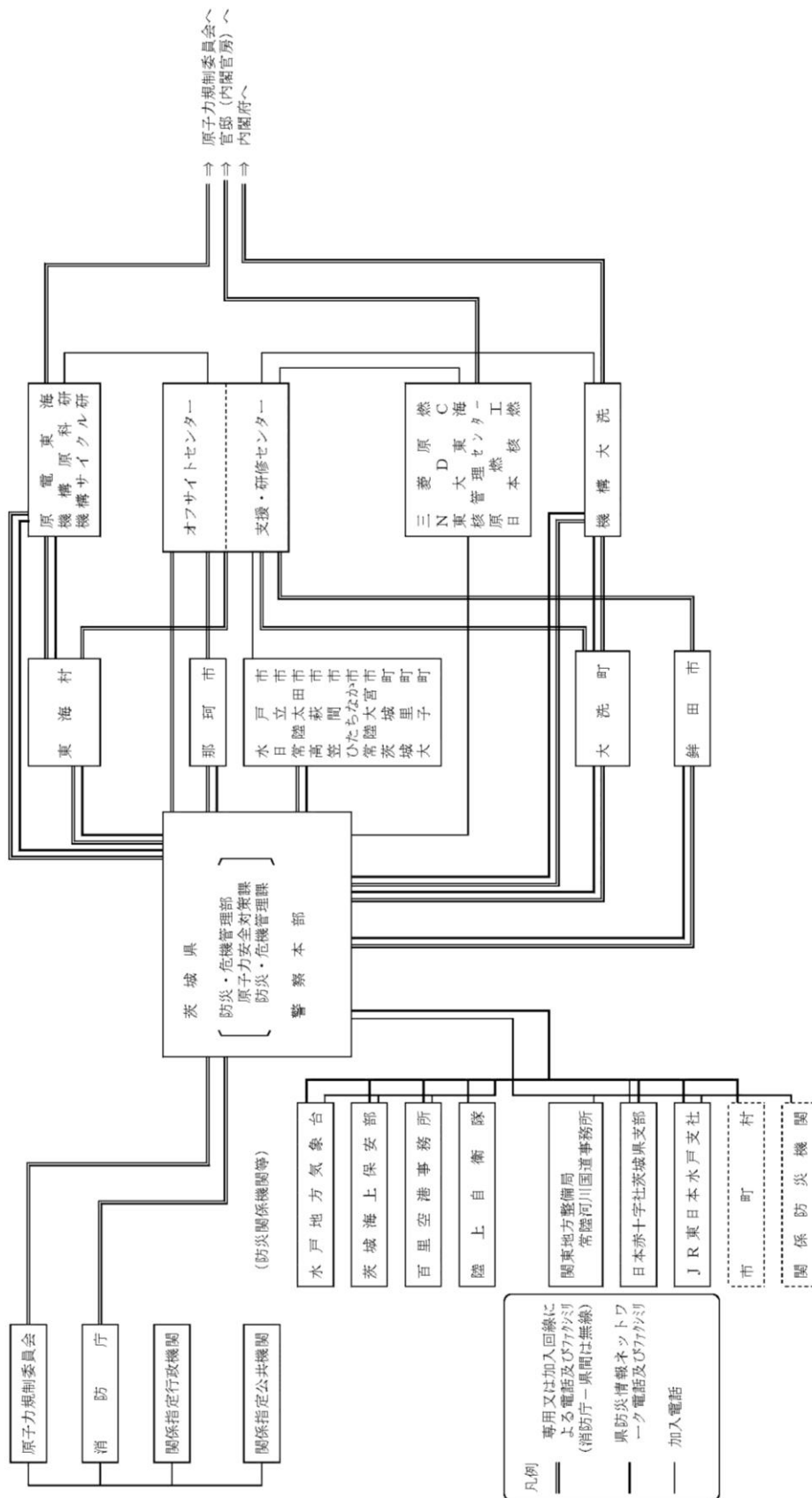
況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、支援・研修センター及び国に連絡する。

市長は、国、県、支援・研修センター等関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

4 通信連絡の方法

市・県と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

図2 通信連絡系統



5 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、事故発生の通報等を受けたときは、職員を動員・配備し、必要に応じて原子力事業所職員経験者等の活用により活動体制の強化を図る。

特に住民への防護措置が必要になる可能性がある場合には、その実施に備えて準備を開始する。

(2) 市及び関係機関の活動体制

市及び関係機関の長は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

(3) 事故発生事業所の活動体制

事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

6 初期活動

(1) 消火活動

ア 事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに火災の発生状況を把握し、火災が発生している場合は、安全を確認しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 消防機関は、火災が発生している場合は、事故発生事業所等の情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行い、事故発生事業所等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

(2) 現地情報の収集

ア 知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、直ちに担当者を事故発生事業所へ派遣する。

イ 派遣された担当者は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況（予測を含む）等各種防災対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

(3) 緊急時モニタリングの開始

知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、直ちに県環境放射線監視センター及び事故発生事業所以外の原子力事業所に対し、あらかじめ別に定めるところにより、事故発生事業所の敷地内及びその周辺を中心として、固定放射線観測施設の放射線監視強化及び緊急時モニタリングの初期モニタリングに必要な準備を行うことを指示又は要請する。

(4) オフサイトセンターの設営準備

市長は、警戒事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(5) 気象情報の収集

市長は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに東京管区气象台（水戸地方气象台）に対

し、あらかじめ別に定めるところにより、気象情報を提供するよう要請する。

(6) 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の作成

知事は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と協力し、施設敷地緊急事態要避難者数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針を作成する。

(7) 広報

ア 原子力事業者は、事故の状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行う。

イ 市は、国、県、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し定期的に広報を行う。

その際、市長は、あらかじめ定める住民広報専任者に広報を担当させるものとする。

(8) 要配慮者の避難準備

市長は必要に応じ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、入院患者その他の要配慮者の早期避難準備を行うものとする。

第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡

施設敷地緊急事態発生時の通報連絡は、次により行うものとする。

(1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに次に掲げる事項を県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。

なお、原災法第10条第1項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への通報は、施設敷地緊急事態発生事業所が行う連絡をもって知事からの通報があったものとみなす。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 施設敷地緊急事態の発生箇所

ウ 施設敷地緊急事態の発生時刻

エ 施設敷地緊急事態の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

カ その他施設敷地緊急事態の把握に参考となる情報

通報を受けた県は、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡する。

(2) 放射線監視における異常検知時に知事を行う連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局において $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上の空間線量率の数値を発見した時は、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて連絡する。

(3) 通信連絡の方法

茨城県災害対策本部と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

第3節 銚田市災害対策本部の設置

1 事故発生時における市の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容

事故発生時における市の体制及び職員配備の決定基準は、放射性物質等の放出状況等により次のとおり定める。

体制区分	基準配備	配備体制	災害対策本部等の設置
連絡配備 第1次防災体制	環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	総務課危機管理室	
警戒体制 第2次防災体制	環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル	災害応急活動及び情報収集連絡体制等が円滑にできる体制	災害警戒連絡会議を開催
緊急体制① 第3次防災体制	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル ○警戒事態の発生	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の4分の1)	災害警戒本部を設置
緊急体制② 第4次防災体制	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上(1地点)の事故・トラブル ○施設敷地緊急事態の発生	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)	
非常体制 第5次防災体制	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上(2地点以上又は10分以上/地点)の事故・トラブル ○全面警戒事態の発生	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (全職員)	災害対策本部を設置

2 職員の動員配備体制の決定

(1) 警戒体制

原子力事業所からの通報及び放射線監視データ等に基づく県からの報告をもとに、総務部長が職員の動員配備体制区分の基準に基づき決定する。

(2) 非常体制

県から原子力安全対策課長の報告をもとに、総務部長を判断し、市長の承認を得て決定する。ただし、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部長が代行する。

なお、市長が不在かつ連絡不能の場合は副市長（第1順位）が代行する。

3 銚田市災害警戒本部の設置基準

銚田市災害警戒本部は、次の場合に設置するものとする。

- ア 県又は原子力事業者が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の放射線量が検出されたとき
- イ 警戒事態が発生した場合

4 銚田市災害警戒本部設置の決定

総務部長は、県より収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、銚田市災害警戒本部規程に基づき、災害警戒本部を設置する。

5 銚田市災害警戒本部の組織及び所掌事務

(1) 銚田市災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、本部長を副市長（第1順位）、副本部長を総務部長とし、本部員を各部署局長等とする。

(2) 本部会議

災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を迅速かつ的確に行う。

- ① 災害対策本部を設置するに至るまでの措置
- ② 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置

なお、災害対策警戒本部の庶務は、総務部総務課危機管理室とする。

6 銚田市災害対策本部の設置基準

銚田市災害対策本部は、次の場合に設置するものとする。

- ア 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態（敷地境界付近等で $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上を検出したとき又は臨界の発生の蓋然性が高い状態など全面緊急事態に至る可能性があるとき）の発生通報を受けたとき
- イ 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（中性子線が測定された場合は、ガンマ線の放射線量と中性子線の放射線量を合計）の放射線量が検出されたとき
- ウ 内閣総理大臣が原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき

エ その他、市長が銚田市災害対策本部の設置を必要と認めたとき

7 銚田市災害対策本部設置の決定

総務部長の報告をもとに市長が状況を判断し、必要と認めた時は、災対法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。ただし総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部長が代行する。

また、市長が不在かつ連絡不能の場合は副市長（第1順位）が代行する。

また、市長は、本部を設置したときは、その旨を国、県、支援・研修センター等の防災関係機関に連絡するものとする。

8 銚田市災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 銚田市災害対策本部の組織

本部の組織は、図3及び表2のとおりとする。

部の班の構成及び分掌事務は、銚田市災害対策本部条例施行規則（昭和58年3月31日茨城県規則第16号）に定めるとおりとする。

(2) 本部会議

銚田市災害対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、応急対策上重要な事項を協議するため、本部長、副本部長、本部付及び表2に掲げる各部長等で構成する本部会議を招集する。

(3) 茨城県災害対策本部事務局

本部に茨城県災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

事務局の組織及び運営については、茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則（昭和58年3月31日茨城県規則第17号）に定めるとおりとする。

9 関係機関との連携

(1) 防災関係機関相互の連携

施設敷地緊急事態等発生事業所の原子力防災管理者は、原災法第25条第2項前段の規定及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、最初の通報を行った後、施設敷地緊急事態等の経過、応急措置の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、オフサイトセンター（国の現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）、支援・研修センター及び国の関係機関等に連絡・報告する。

なお、原災法第25条第2項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への応急措置の実施状況の通知は、施設敷地緊急事態等発生事業所が行う報告をもって知事からの通知があったものとみなす。

本部長は、国、所在・関係周辺市町村長、支援・研修センター等関係機関と連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

また、本部長は、必要に応じ、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請するものと

する。

(2) オフサイトセンターの設営準備

本部長は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市長は、国がオフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を派遣するものとする。

(4) 国等との情報の共有等

本部長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国、所在・関係周辺市町村、支援・研修センター等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(5) 市町村との情報の共有

本部長は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、PAZを含む市町村と同様の情報をUPZを含む市町村に連絡するものとする。

また、UPZを含む市町村に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載するものとする。

(6) 原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則、市の代表者として、副市長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

なお、市長は、重要な局面では、必要に応じ、県の代表者として自ら原子力災害合同対策協議会に出席するものとする。

また、市長は、オフサイトセンターにおいて、住民がとるべき行動の基本的指針（避難・屋内退避等の措置など）の検討・協議、交通規制・住民の避難誘導の検討・協議の活動に、副市長その他別に定める職員に従事させるものとする。

(7) 通信連絡の方法

銚田市災害対策本部と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

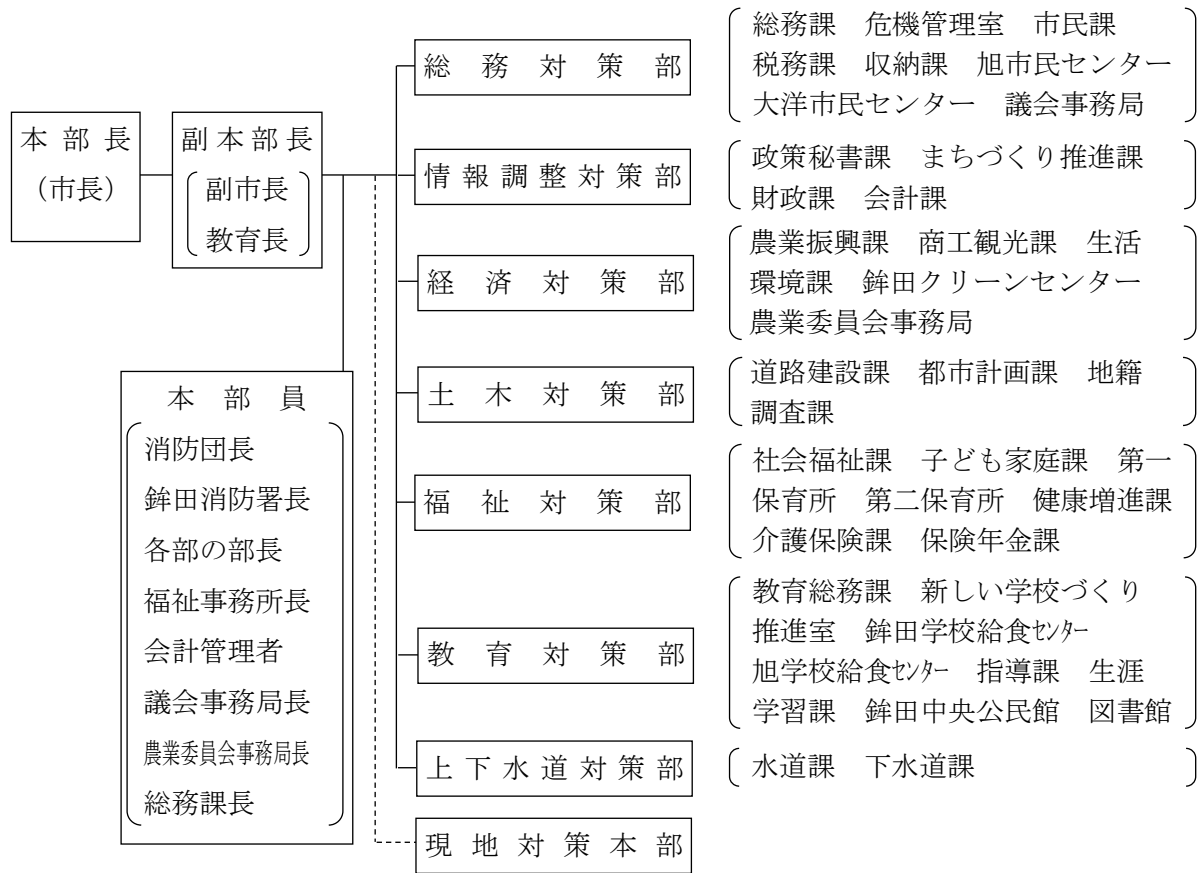
10 銚田市災害対策本部の廃止基準

銚田市災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

災 害 対 策 本 部 組 織 図



災害対策本部の事務分掌

部	班	担当課	分掌事務
総務対策部	総務対策部長	総務部長(総括) 議会事務局長	
	総務班 班長： 総務課長	総務課 危機管理室 議会事務局 (市民センター消防団 担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置，運営及び本部会議等に関すること。 2 災害対策の総合調整に関すること。 3 職員の動員に関すること。 4 消防団の活動に関すること。 5 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 6 防災行政無線の運用に関すること。 7 気象予警報の授受，伝達に関すること。 8 通信計画に関すること。 9 労務計画に関すること。 10 他部との連絡調整に関すること。 11 その他各部に属さない事項に関すること。 12 災害情報の総括に関すること。
	避難所対策班 班長： 収納課長	市民課 税務課 収納課 旭市民センター 大洋市民センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置，運営の統括及び避難者情報のとりまとめに関すること。 2 被災者への食料，生活必需品の給与及び飲料水の配布に関すること。 3 住民等からの安否情報に関する問い合わせ対応に関すること。 4 死者・行方不明者情報の整理および記録に関すること。
	り災調査班 班長： 税務課長	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の被害状況の調査に関すること。 2 り災証明の発行に関すること。
情報調整対策部	情報調整部長	政策企画部長(総括) 会計管理者	
	情報班 班長： 政策秘書課長	政策秘書課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の広報に関すること。 2 災害の記録に関すること。 3 視察等の来庁者に対する応接に関すること。 4 本部長の秘書に関すること。 5 災害復興計画の企画立案に関すること。
	公聴班 班長： まちづくり推進課長	まちづくり推進課 財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害相談窓口の開設，運営に関すること 2 被災者からの問い合わせ，相談，要望等の対応に関すること。 3 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関すること。

4 〈3. 緊急事態応急〉第3節 銚田市災害対策本部の設置

部	班	担当課	分掌事務
	財政管財班 班長： 財政課長	財政課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁用自動車の管理，運営に関する事。 2 公有財産の被害調査に関する事。 3 災害対策に伴う予算措置並びに災害経費の支出に関する事。 4 災害関係費の出納に関する事。 5 災害対策に伴う備品の調達に関する事。 6 支援金の受付，保管及び分配に関する事。 7 支援物資の分配に関する事。 8 所管施設の被害調査，応急復旧に関する事。
経済対策部	経済対策部長	環境経済部長(総括) 農業委員会事務局長	
	経済班 班長： 農業振興課長	農業振興課 商工観光課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業用施設関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 農林水産物等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 家畜伝染病の予防，防疫及び応急措置に関する事。 4 被災商工業者の経営相談及び指導に関する事。 5 農林水産関係団体及び商工関係団体との連絡調整に関する事。 6 被災者の食料，飲料水及び生活必需品の調達・搬送に関する事。
	防疫班 班長： 生活環境課長	生活環境課 銚田クリーンセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の処理に関する事。 2 遺体の収容処理及び埋火葬に関する事。 3 被災地の衛生管理に関する事。 4 仮設トイレの設置に関する事。 5 被災地のし尿処理に関する事。 6 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
土木対策部	土木対策部長	建設部長	
	土木建築班 班長： 道路建設課長	道路建設課 都市計画課 地籍調査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設関係等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 公営住宅の被害調査及び応急措置に関する事。 3 建設業者との連絡調整に関する事。 4 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 5 地すべり，土砂くずれ等の調査及び応急措置に関する事。 6 宅地危険度判定に関する事。 7 建物応急危険度判定に関する事。

部	班	担当課	分掌事務
			8 災害救助法に基づく被災住宅の応急処理に関すること。 9 浸水被害への対応に関すること。 10 建設型応急仮設住宅の用地確保，入居受付，建設に伴う調整，管理に関すること。 11 災害救助法に基づく借り上げ型応急仮設住宅に関すること。 12 災害復旧・復興計画の都市計画に関すること。
福祉対策部	福祉対策部長	福祉保健部長(総括) 福祉事務所長	
	福祉班 班長： 社会福祉課長	社会福祉課 子ども家庭課 第一保育所 第二保育所 介護保険課 保険年金課	1 災害救助法に基づく救助事務の総括に関すること。 2 福祉避難所の開設，運営に関すること。 3 所管施設の被害調査，応急復旧に関すること。 4 要配慮者対策に関すること。 5 災害ボランティアセンターの開設，運営に関すること。 6 義援物資の受入，管理，配分に関すること。 7 義援金の受付，保管及び分配に関すること。 8 被災者生活再建支援法に関すること。
	医療救護班 班長： 健康増進課長	健康増進課	1 被災者の医療救護に関すること。 2 救護所の設置，運営に関すること。 3 医療救護チームの出動に関すること。 4 日赤医療救護班の出動要請に関すること。 5 広域医療応援に関すること。 6 医療搬送に関すること。 7 医薬品の確保に関すること。 8 被災者の健康管理に関すること。 9 被災地の保健衛生に関すること。 10 被災地の感染症対策に関すること。 11 所管施設の被害調査，応急復旧に関すること。
教育対策部	教育対策部長	教育部長	
	教育班 班長： 教育総務課長	教育総務課 新しい学校づくり 推進室 銚田学校給食センター 旭学校給食センター 指導課 生涯学習課 銚田中央公民館 図書館	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 児童生徒の安全対策に関すること。 3 災害時教育の応急措置に関すること。 4 教科書等学用品の災害状況調査及び給与に関すること。 5 給食施設の応急利用に関すること。 6 文化財の災害状況調査並びに保護対策に関すること。

4 〈3. 緊急事態応急〉第3節 銚田市災害対策本部の設置

部	班	担 当 課	分 掌 事 務
			7 所管施設に設置される避難所に関する連絡調整、運営協力に関すること。 8 避難者の移送に関すること。
上 下 水 道 対 策 部	上下水道対策部長	上下水道部長	
	上水道班 班長： 水道課長	水道課	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 飲料水の確保、供給に関すること。
	下水道班 班長： 下水道課長	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に 関すること。 2 所管施設等の被害調査、応急復旧に 関すること。

第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

1 原子力防災要員等の県・市町村への派遣

施設敷地緊急事態等発生事業所は、次の各段階において原子力防災要員等を、県、所在・関係周辺市町村に派遣し、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うものとする。

なお、当該事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより、対応するものとする。

(1) 施設敷地緊急事態発生時の対応

施設敷地緊急事態が発生した原子力事業者は、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、県、所在・関係周辺市町村が実施する住民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民問合せ窓口を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

施設敷地緊急事態等発生事業所は、避難及び屋内退避の勧告・指示を行った所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、避難所及び屋内退避所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

2 原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣

施設敷地緊急事態等が発生した原子力事業者は、オフサイトセンターへ原子力防災要員等を直ちに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、施設敷地緊急事態等の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案に参加する。

なお、国により、原子力緊急事態宣言が発出された場合においては、原子力災害合同対策協議会の機能班の構成員として、副原子力防災管理者その他責任を有する役職員を派遣して対応するものとする。

第5節 関係機関等への協力要請

市、国、県、及び関係機関等は、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。防災関係機関等への協力要請事項をまとめると以下のとおりである。

1 防災関係機関等への協力要請

知事は、国、所在・関係周辺市町村及び関係機関等の長に対し、次に定めるところにより応急対策活動を円滑に実施するため協力を要請する。

(1) 事故発生時（応急対策が必要と判断した場合）

ア 防災関係機関等に対する活動準備要請

(2) 広報実施時

ア 報道機関に対する報道要請

イ 観光客等の一時滞在者の多く集まる施設、公共交通機関に対し、施設利用者等への情報提供要請

(3) 避難・屋内退避等実施時

ア 関係機関等に対し、広報、要員・資機材の配備、避難誘導、避難者の緊急搬送等への協力要請

2 自衛隊への災害派遣要請

市長は、原子力災害対策本部の設置前にあって、事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、知事に対して、直ちに自衛隊の派遣を要請するものとし、所在・関係周辺市町村長から自衛隊の派遣要請の要求があった場合も同様とする。

(1) 被害状況の把握

ア 被害状況の情報収集のための車両、航空機等の派遣要請

(2) 退避、避難等実施時

ア 捜索救助の支援要請（行方不明者、傷病者、被ばく者等の捜索救助も含む）

イ 避難誘導及び避難者の緊急搬送（ヘリコプター派遣を含む）への協力要請

ウ 炊飯及び給水のための人員、資機材の派遣等の支援要請

エ その他知事が必要と認める事項の支援要請

(3) 消防活動への協力

ア 原子力事業所外における消防機関への支援要請

(4) 緊急被ばく医療実施時

ア 被ばく者搬送の支援要請

イ 被ばく者の除染や除染した放射能物質の一時保管等の支援要請

(5) 緊急輸送実施時

ア 緊急輸送のための人員、車両等の派遣等の支援要請

3 原子力被災者生活支援チームとの連携

県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

4 広域的な応援要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば応援協定締結自治体や県知事を通して、関係14道府県で締結された「原子力災害時の相互応援に関する協定」を活用するなどして関係道府県等に対し、災害応急対策要員の派遣、資機材の提供等の応援を指示し、要請する。

また、市長は、必要に応じて、県知事を通して消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとする。

さらに、警察本部長は、必要に応じて、他の都道府県警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとする。

第6節 緊急時モニタリング

1 警戒段階のモニタリングの体制

(1) 緊急時モニタリングセンターの設置

ア 警戒事態において、国は、県に緊急時モニタリングセンター立上げの準備への協力を依頼する。また、指定公共機関にも緊急時モニタリングセンターへの要員及び資機材の派遣準備を依頼する。

県は、あらかじめ定めた県の要員をオフサイトセンターに参集させ、必要な初動対応をとるとともに、国からの依頼を受けて、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備を行い、連絡先の設置など要員の受入れ体制をとる。

イ 施設敷地緊急事態において、国は、あらかじめ指名された職員を現地に派遣するとともに、県に協力を依頼し緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。また、関係機関に緊急時モニタリングセンター要員の派遣を指示する。

県は、国からの依頼を受けて緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。また、所在・関係周辺市町村に、緊急時モニタリングセンターへの参加を依頼する。

ウ 所在・関係周辺市町村は、県からの依頼に応じて緊急時モニタリング体制に適宜参加する。

エ 災害発生元の原子力事業者は、敷地内の放出源モニタリングに努めるとともに、緊急時モニタリングセンター立上げ時には、担当者を緊急時モニタリングセンターに派遣し、緊急時モニタリングの情報提供と収集を行う。

オ 災害発生元以外の事業者は、原子力災害の発生を受けて緊急時モニタリングセンターへの要員及び資機材の派遣準備を進める。

また、施設敷地緊急事態において、原子力災害対策本部の要請に応じて、要員及び資機材を緊急時モニタリングセンターに派遣する。

(2) 環境放射線監視センターモニタリング班の設置

ア 県は、県又は原子力事業者が設置する固定観測局で、 $0.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の放射線量が検出されたとき又は警戒事態が発生したときは、応急対策の実施に必要な放射線及び放射性物質の測定調査を一元的かつ総合的に実施するため、環境放射線監視センターモニタリング班を設置するとともに、支援・研修センターにその旨を連絡する。

イ 県は、次の事業所に対し、警戒事態等が発生した旨を連絡するとともに環境放射線監視センターモニタリング班への要員派遣及び各事業所のモニタリングチームの設置その他緊急時モニタリングの実施に関して協力を要請する。

原子力機構原子力科学研究所，原子力機構核燃料サイクル工学研究所，
原子力機構大洗研究所，原電東海・東海第二発電所

ウ 県は、上記イ以外の事業所に対しても、必要に応じて緊急時モニタリングの実施に関し

協力を求めるものとする。

エ 環境放射線監視センターモニタリング班は、オフサイトセンターに設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部，県や所在・関係周辺市町村の災害警戒本部に情報を提供する。

オ 環境放射線監視センターモニタリング班は，緊急時モニタリングセンターが設置されたときは，緊急時モニタリングセンターの一員として，測定分析を行うものとする。なお，環境放射線監視センターとしてのモニタリングについては，緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングの実施に支障の無い範囲で実施することとする。

2 緊急時モニタリングの組織と業務

緊急時モニタリングを行う組織及び各班の業務は，次頁のとおりとする。

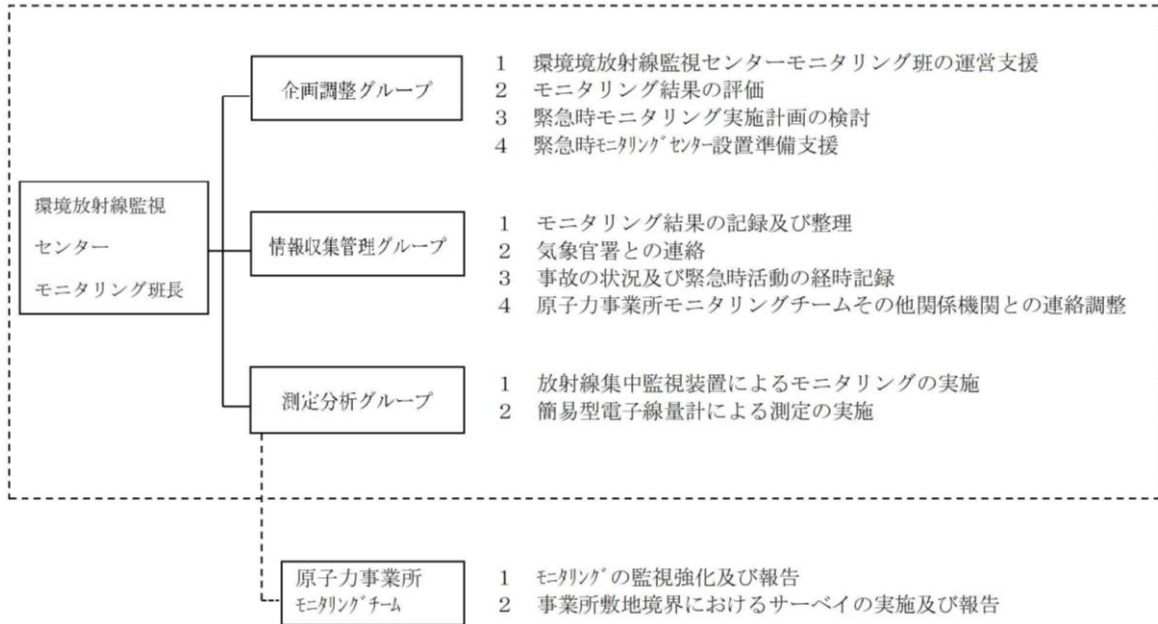
なお，環境放射線監視センターモニタリング班と各原子力事業所モニタリングチームの通信連絡系統は原則として次々頁のとおりとする。

■緊急時モニタリングの組織と業務

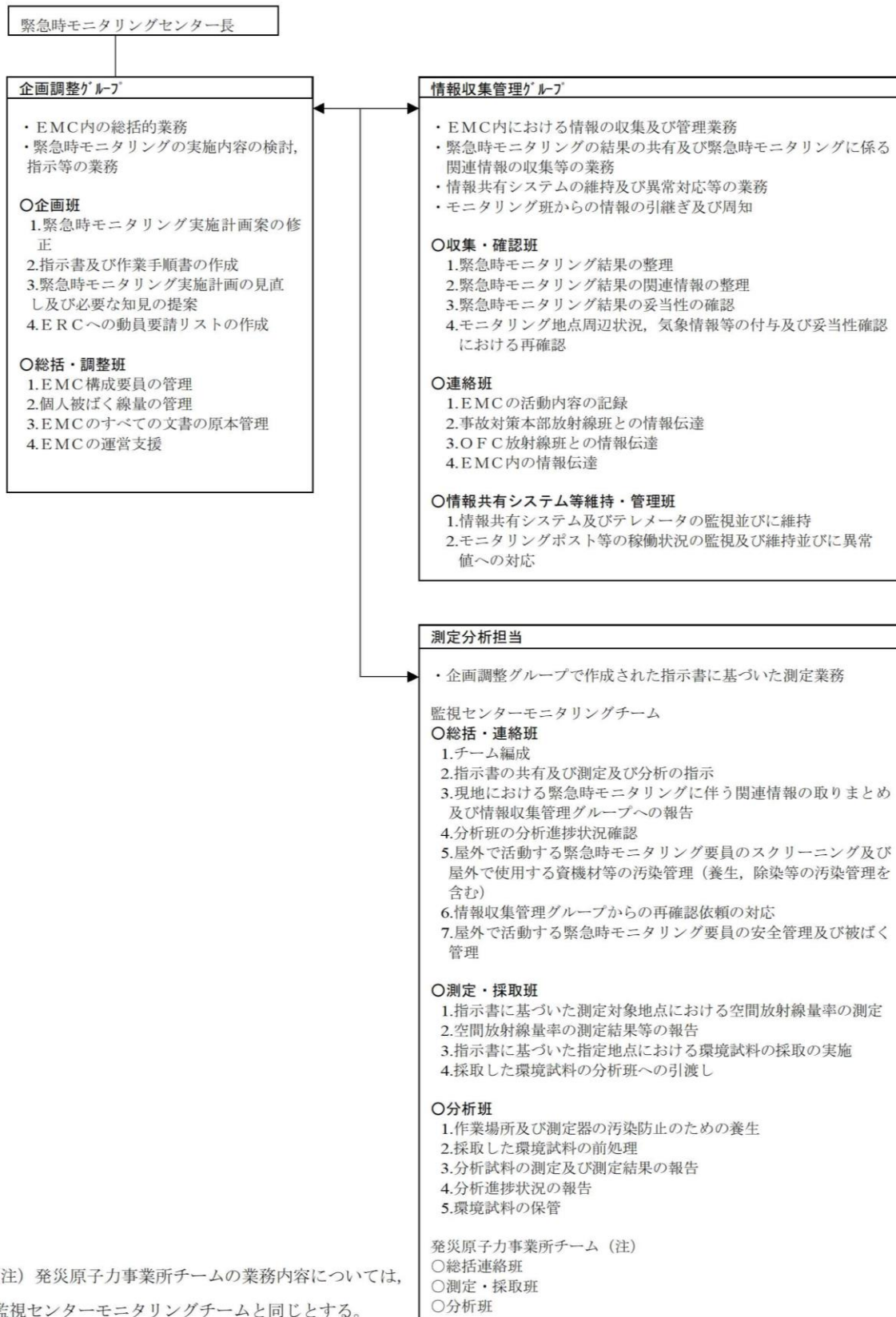
[警戒事態等]

環境放射線監視センター

モニタリング班

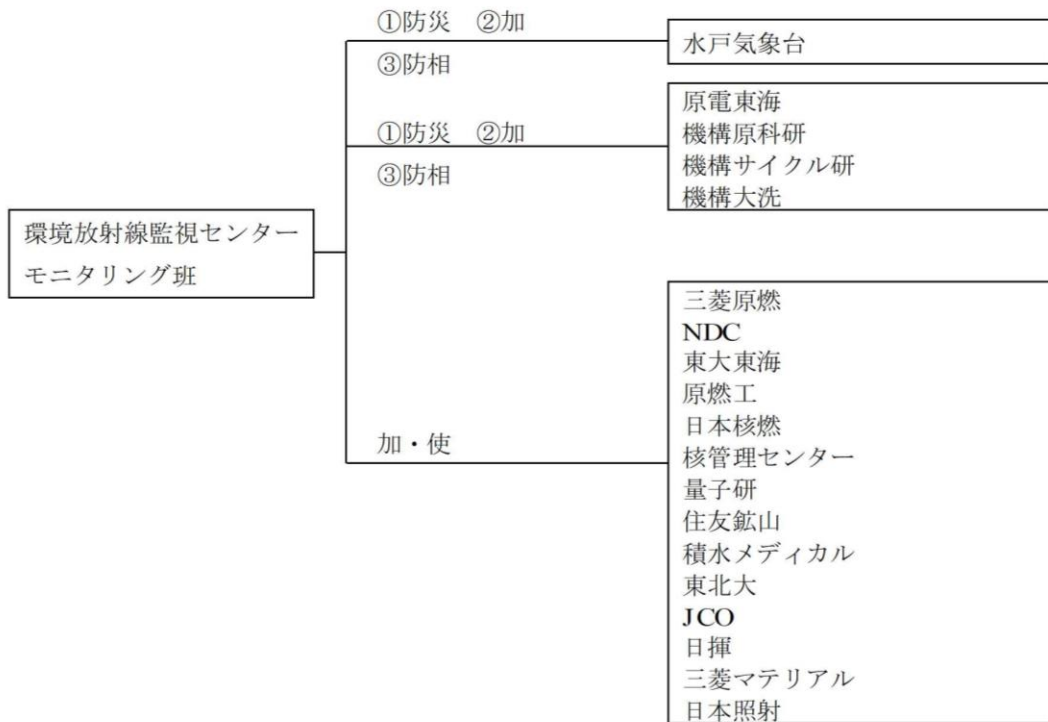


[施設敷地緊急事態以降]



（注） 発災原子力事業所チームの業務内容については、監視センターモニタリングチームと同じとする。

■緊急時モニタリングの通信連絡系統



注1) ①～③：使用（利用）の順位

2) 加：加入電話

使：使送

防 相：防災相互無線（158.35MHz）

防 災：県防災情報ネットワークシステムによる電話及びファクシミリ

3 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の緊急時モニタリング

情報収集事態（立地市町村で震度5弱及び5強）は放射性物質の放出の有無等を確認する段階であり、県は、平常時のモニタリングを継続するとともに、原子力施設の運転状況の監視を継続する。なお、自然災害等の影響によりモニタリングポストやモニタリングステーション等の固定観測局及び大気中の放射性ヨウ素濃度測定器等に異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うなど必要な対応をとる。

(2) 初期対応段階のモニタリング

ア 警戒事態等の緊急時モニタリング

警戒事態等は、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、県は、原子力施設における異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に至った際に備え平常時モニタリングの強化を含め緊急時モニタリングの準備を行う。なお、緊急時モニタリングの準備としては以下の項目を実施することとし、自然災害等の影響により固定観測局や通信機器等に異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

- a 緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備（通信機器等の稼働状況の確認、国等から派遣される要員の受入体制の確保等）
- b 可搬型モニタリングポスト等の設置及び測定の開始
- c 可能であれば、固定観測局による大気中の放射性物質（放射性ヨウ素等）の試料採取
また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備を行う。

イ 施設敷地緊急事態の緊急時モニタリング

国（原子力規制庁）は、施設敷地緊急事態に至った際には、県と協力して緊急時モニタリングセンターを設置するとともに、原子力事故の状況及び気象情報等を参考にしつつ、県の緊急時モニタリング計画を参照して、緊急時モニタリング実施計画を策定する。

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

具体的には、原子力施設周辺に平常時から設置されている固定観測局、環境放射能水準調査のために設置されている固定観測局及び警戒事態に設置された可搬型モニタリングポスト等の値の監視を行い、空間放射線量率を測定する。

ウ 全面緊急事態の緊急時モニタリング

全面緊急事態に至った直後には、避難や一時移転等の防護措置を迅速に実施する必要があるため、緊急時モニタリング実施計画に基づいて、aからcに示すO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングが優先して実施される。県は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。なお、O I Lに基づく防護措置の内容は時間の経過に応じて変わるため、O I Lに基づく防護措置の実施の判

断材料の提供のためのモニタリングの内容も、これに応じて変わるものとする。

a O I L 1 のためのモニタリング

数時間以内に住民等の避難や屋内退避等の実施を判断するためのモニタリングで、地上1 mで計測した場合の空間放射線量率を測定する。

固定観測局及び可搬型モニタリングポスト等による連続測定を第一とし、更に必要に応じてモニタリングカー又は高線量率測定用のサーベイメータを用いてモニタリングを実施する。

b O I L 2 のためのモニタリング

地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるためのモニタリングで、地上1 mで計測した場合の空間放射線量率を測定する。

固定観測局及び可搬型モニタリングポスト等による連続測定を第一とし、更に必要に応じてモニタリングカー又は高線量率測定用のサーベイメータを用いてモニタリングを実施する。なお、固定観測局や可搬型モニタリングポスト等による測定を補完することができる詳細航空機モニタリングは、原子力災害対策本部が実施する。

c O I L 6 のためのモニタリング

飲食物の摂取制限を判断するためのモニタリングで飲食物中の放射性物質濃度の測定地域の特定のためのスクリーニングとして、数日内を目途に地上1 mで空間放射線量率を測定し、その結果が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える地域においては1週間以内を目途に飲食物中の放射性物質濃度の測定を行う。

固定観測局等による測定だけでなく、走行サーベイ、サーベイメータ及び詳細航空機モニタリング（原子力災害対策本部が実施）等を活用し実施する。

(3) 中期モニタリング

中期モニタリングでは、初期モニタリングの内容を充実させ、その結果を放射性物質や放射線の周辺環境に対する影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施、解除の判断、風評対策等に用いる。

(4) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングでは、発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリングを継続的に行う。

第7節 広報

1 広報の基本方針

市は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、勧告・指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、所在・関係周辺市町村、防災関係機関（指定（地方）公共機関として指定されている報道機関を含む。）及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民や報道機関に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難・屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないよう、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民や報道機関に情報を提供する。

また、広報の基本的な内容については、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、県民全体を対象として広報を行うこととする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障害者、外国人等にも配慮し、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

2 県の行う広報

(1) 県が行う広報の内容はおおむね次の事項とし、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、関連情報も含めた幅広い情報の提供に努める。

- ア 事故の概要
- イ 事故発生事業所における対策の状況
- ウ 事故の状況及び環境への影響とその予測
- エ 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況
- オ 農林畜水産物等の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- カ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
- キ 交通規制、避難経路や避難所等の状況
- ク その他必要と認める事項

(2) 知事は、広報の実施に際し、報道機関及び必要に応じ自衛隊等に対して、協力を要請す

る。

- (3) 報道機関への発表は、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。
- (4) 発表は、原則として本部長又は各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合はあらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (5) 県は、県内全ての市町村長に対し、県が行った広報について伝達する。
- (6) 県は、外国人も含めた住民からの問合せ等に対応するため「住民問合せ窓口」を設置するとともに、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティア、事故発生事業所以外の原子力事業所職員等の協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語等による情報提供を行う。

3 市の行う広報

- (1) 市長は、事故発生事業所の原子力災害対策重点区域内の住民等のみならず、その近隣の住民にも情報が十分に行き渡るよう、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、各市町村の状況に応じ次の事項について広報を行うものとする。
 - ア 事故の状況及び環境への影響とその予測
 - イ 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況
 - ウ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
 - エ 避難のための一時集合所及び避難所
 - オ その他必要と認める事項
- (2) 市長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。

4 原子力事業者の行う広報

原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行うものとする。

5 その他の防災関係機関等の行う広報

- (1) 警察本部長は、本部の活動の一環として交通規制等に関する広報を行うほか、災害対策本部長又は市町村長から要請があったときは、住民避難等に関する広報を行うものとする。
- (2) 第三管区海上保安部茨城海上保安部長は、本部長からの要請があったときは、船舶無線、巡視船等により周辺海域の船舶に対し、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。
- (3) 観光客等の一時滞在者が多く集まる施設の管理者及び公共交通機関の長は、本部長又は市町村長からの要請があったときは、施設利用者等に対し、施設、駅構内及び車内等における放送や文字表示等により、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。

る。

- (4) 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、本部長と連絡、調整の上行うものとする。

6 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行うとともに、定期的な広報に努める。

- ア 事故発生時
- イ 施設敷地緊急事態発生時（本部設置時）
- ウ 応急対策実施区域設定時
- エ 事故等の状況変化があった場合
- オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
- カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合

- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。

- ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
- イ 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める勧告・指示等を行う場合には、確実に伝達する必要があるため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。

- (3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

- ア 事故発生後、初期の段階
 - ・ 「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
- イ 住民に具体的な行動を求める段階
 - ・ 対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。
 - ・ 対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
- ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合
 - ・ それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - ・ それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- エ 避難所等における広報
 - ・ 退避所、一時集合所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第8節 避難・屋内退避

1 避難・屋内退避等の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、下記の基準により「避難」、「屋内退避」又は「一時移転」の措置を講じるものとする。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}	防護措置の概要
O I L 1	地表面から放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
O I L 2	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量 ^{注2)})	1日以内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施

※ 注1)：「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり，地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※ 注2)：本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては，空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して，判断基準を補正する必要がある。

※ 注3)：「地域生産物」とは，放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって，数週間以内に消費されるもの（例えば，野菜，該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 避難・屋内退避等の防護活動の実施

(1) 避難・屋内退避等の指示

【実用発電用原子炉施設の場合】

ア 市長は，施設敷地緊急事態発生時には，国・県の指示又は独自の判断により，P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に合わせ，原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし，住民にその旨を伝達する。

イ 市長は，事態進展が急速であるとして，国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合，又は，国・県と連携し，緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言，指示又は独自の判断により，O I Lの値を超え，又は超えるおそれがあると認められる場合は，住民等に対する屋内退避，避難又は一時移転のための立退きの勧告又は指示の連絡，確認等を住民避難の支援が必要な場合には，県と連携し，国に要請するものとする。

ウ 市は，住民等の避難誘導に当たっては，緊急事態応急対策を実施する県と協力し，避難や避難退域時検査等の場所の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また，市はこれらの情報について，原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

エ 市長は，避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は，県と協力し，戸別訪

間、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。

オ 知事は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

また、県域を超える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難受入れに関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

【実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の場合】

ア 市長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣及び県知事の指示に従い、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

イ 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

ウ 市長は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。

エ 知事は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。
なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難対象区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

(2) 避難・屋内退避等の実施方法

ア P A Z 圏内

避難の指示があったときに所在している場所からの避難を原則とする。ただし、避難準備のために自宅に戻ることは妨げないものとする。

(ア) 自宅

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難。

(イ) 学校等

児童、生徒等が学校にいる場合はバス等により避難。

なお、学校等の施設管理者は、児童・生徒等の保護者への引き渡し方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(ウ) 職場等

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難。

イ UPZ圏内

- (ア) 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。
- (イ) 避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。
- (ウ) 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。
- (エ) 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、避難退域時検査を実施するものとする。

ウ 留意事項

- (ア) 市長は、避難の措置を講じるにあたっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先する。
- (イ) 市長は、要配慮者に十分配慮し、自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送するものとする。
- (ウ) 市長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、県災害対策本部長に対し応援を要請するものとする。
- (エ) 市長は、避難の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。
- (オ) 市長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。
- (カ) 市長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の受入れ・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者に係る情報の早期把握に努め、本部長あて報告するものとする。
- (キ) 市長は、県災害対策本部長と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、地区毎の住民の最終的な受入れ施設の所在等について、幅広く広報を行う。

エ 協力要請

市長は、県災害対策本部長を通して、関係原子力事業所、自衛隊、海上保安庁、関東運輸局（茨城運輸支局長）及び輸送機関に対し、避難者等の緊急輸送について協力を要請する。

3 避難所の開設・運営等

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所

として開設することを支援するものとする。

(2) 市は、県と連携し、各避難所等の適切な運営・管理を支援するものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。

(3) 市は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

(4) 市は、国・県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(5) 市は、県と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする

4 避難の際の住民に対する非難退避時検査の実施

市は、県が原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に行う住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び除染に協力するものとする。

また、県は緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用の指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は県独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は県独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求めるなど、あらかじめ定めた代替の手続によって配布・服用指示を行

うものとする。

6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

8 飲食物、生活必需品等の供給

ア 市長は、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には知事及び近隣の市町村長に協力を要請する。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

9 交通規制・警備等

ア 市長は、県知事独自の判断に基づき、応急対策実施区域を指定したときは、応急対策に従事する者を除き、この区域への立入りを禁止する。

イ 市は、必要と認めるときは、独自の判断又は県知事の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。

ウ 知事は、住民の避難が円滑に進むよう、警察本部長に対し、必要な交通規制を求める。

エ 警察本部長は、ヘリコプター、車両感知器等を活用して、交通状況を把握するとともに、災害対策本部、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ交通規制を行い、緊急通行車両及び避難車両の円滑な移動を確保するものとする。

10 治安の確保

市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った地域については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第9節 要配慮者対応

1 広報

市は、県と連携して視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

2 避難・屋内退避等

(1) 県知事は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態発生時には、P A Zを含む市町村に対し、避難のための立ち除きの指示の連絡、確認等を行うものとする。

(2) 市は、避難誘導、避難所での生活に関し県と連携し、国の協力を得て、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努め、保健福祉等の各種サービスを提供するとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

(4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、市長は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

第10節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送、（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- イ 避難者等の搬送
- ウ 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急時モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- エ 避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- オ 一般医療機関、初期医療機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターへ搬送する傷病者、被ばく者等
- カ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- キ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 市長は、人員、車両等の調達に関して、自衛隊（陸上自衛隊施設学校）、関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じ県や隣接県に支援を要請するものとする。
- (3) 市長は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等の場を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

4 緊急輸送のための交通確保

市の道路管理者は、交通規制にあたる県警察と、原子災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第11節 緊急被ばく医療

1 緊急被ばく医療の体制

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染緊急被ばく医療について協力するものとする。なお、緊急被ばく医療は、次の3段階により行うものとする。

① 原子力災害医療協力機関等における被ばく医療

一般傷病の有無をチェックするとともに、汚染の程度、被ばく線量を迅速に推定し、一定の判断基準のもとに除染等の処置を要する者のふり分け（以下「スクリーニング」という。）及び一次除染等の必要な処置を行う。

ア 救護所の医療救護班

イ 次に掲げる原子力災害医療協力機関（以下、「初期医療機関」という。）

医療法人群羊会久慈茅根病院

医療法人渡辺会大洗海岸病院

株式会社日立製作所日立総合病院

独立行政法人国立病院機構茨城東病院

水戸赤十字病院

ウ 原子力事業所の医療施設

② 原子力災害拠点病院における被ばく医療

初期医療等の結果、有意な汚染の残存する者及び相当程度の被ばくをしたと推定された者に対して、次に掲げる原子力災害拠点病院において精密な医学的診断、被ばく線量及び二次除染を行う。

独立行政法人国立病院機構水戸医療センター

茨城県立中央病院

筑波大学附属病院

③ 高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療

原子力災害拠点病院等での診療の結果、さらに被ばくによる障害の専門的診断、治療が必要とされる者に対して、次に掲げる高度被ばく医療支援センターにおいて専門的診断、治療、経過観察等を行う。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所

公立大学法人福島県立医科大学

第12節 飲食物等に関する措置

1 暫定飲食物摂取制限

市長は、国の県指示又は独自の判断により、OILの値を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じた場合は、併せて当該地域の生産物の摂取を制限を実施するものとする。

2 飲食物等の摂取制限

市長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 市長は、県知事の指示に基づき、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講じるものとする。
- (2) 市長は、県知事の指示に基づき、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市長は、県知事の指示に基づき、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置を指示したとき、又は団体等に対し直接指示したときは、市町村長及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努めるものとする。

表4 飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 注1)			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg 注2)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第13節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

- (1) 市長は、県知事の指示に基づき、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。
- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県知事を通して、原子力事業者、関係道府県及び国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に調達の要請を行うものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護は、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、県が、支援・研修センターなど防災関係機関と協力して防災業務関係者の放射線防護を行うものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う職員の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、原子力事業者及び支援・研修センター等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第14節 行政機関の退避

(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 市は、応急対策実施区域を含む市の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合は、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続できるよう、県の支援を受けるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等

- 1 事故発生事業所の長は、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮蔽を行う。
- 2 県は、支援・研修センターとの協力のもと、国、所在・関係周辺市町村及び防災関係機関の長と連携し、環境中の放射性物質の除去・除染を行う。

第2節 各種規制措置の解除

知事は、緊急時モニタリングの結果、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷・摂取制限等の解除を関係機関に指示する。

第3節 広報

市は、県と連携して、緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。

なお、事故等の影響により、本市において風評被害が発生するおそれがある場合、避難・屋内退避等の措置が講じられた地域の住民は勿論のこと市民全体を対象とした広報を行うとともに、国県との連携のもと首都圏等の大消費地をも対象とした広報を積極的に行う。

特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するため、県と連携してテレビ、ラジオ、ホームページ、広告等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを実施する。

第4節 被害状況の調査等

1 住民の登録

市は、国県と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に受け入れた住民について、あらかじめ定める記録票により登録するものとする。

2 被害調査

市は、県と連携して、次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を調査するものとする。

- ア 避難・屋内退避等の措置
- イ 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- ウ 立入禁止措置
- エ その他必要と認める事項

3 汚染状況図の作成等

市は、県と連携して、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料及び記録を整備するものとする。

4 被災者の生活の支援

市は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県と連携するとともに関係機関と協力し、必要に応じ、義援金の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

損害賠償が迅速、的確に行われるよう対策窓口を設置する。

第5節 住民等の健康影響調査等の実施

1 健康影響調査・健康相談

- (1) 市は、国及び県とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施する。
- (2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

2 飲料水・食品の安全確認

市は、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等

事故発生事業者は、復旧段階において、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、施設敷地緊急事態等の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、県及び所在・関係周辺市町村が実施する住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）への協力をする。

また、事故発生事業者は、被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第7節 物価の監視

市は、国、県及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。